

すが 原 いく お
菅 原 郁 夫

学位の種類 博士(法学)
学位記番号 法博第42号
学位授与年月日 平成11年2月17日
学位授与の要件 学位規則第4条第2項該当

学位論文題目 民事裁判心理学序説
論文審査委員 (主査)
教授 河野正憲 教授 河上正二
教授 中西正

論文内容の要旨

まず序論「民事訴訟と心理学」では、法的問題についての心理学的考察のこれまでの取り組みと現状を概観し、特にこの研究では民事裁判の局面での制度設計の観点から、人間行動の正確な理解に基づく政策論や解釈論を行うという研究目的を示している。この一般的な導入に続き、第1章「紛争解決過程における手続の選択」では、紛争解決にあたりどのような手続が選択されるのかという局面の心理学的考察に当てられている。特に紛争解決手段の選択にあたって、当事者が公正さへの配慮や手続への配慮をどのように見ているのかという最も基本的な手続問題を考察する。手続開始の局面において、手続結果ではなく、公正さや手続への配慮がどの程度の影響力を持っているのかを検討し、この要素が重視されていることを明らかにする。さらに、これらの心理学的研究が活発なアメリカ合衆国の成果を利用するに当たり、アメリカと文化的に異なったわが国で手続的公正や手続への配慮の受け止め方に違いがありうることから、果たしてわが国でこの点に顕著な相違が見られるのかを検証する目的で著者自身が行った実験結果により、わが国でも公正さや手続への配慮が手続選択の重要な要素であることを確認する。続いて、第2章「紛争解決と手続環境」では、手続環境が当事者の心理に及ぼす影響を分析する。ここの中心は法廷構造が当事者に対して重要な影響を与えるか否かであり、これを特に弁論兼和解との関連で、弁論の環境、ラウンドテーブル方式の法廷、非公開心理などのもつ心理学的効果を検証した。この

2つの章は以後の研究全体についての導入としての意味をもつ。

第3章から第5章までは「証人尋問の心理」という共通のタイトルのもとで、証人尋問の局面における関係人の心理につき具体的な考察をするものであり、本論文の中心部分をなす。まず、第3章は証人尋問の際の承認の心理の考察に当てられる。アメリカにおける幾つかの証人尋問の実験の成果に依拠しつつ、証人の証言行動につき、知覚段階での歪曲の可能性、保持段階での歪曲の可能性、抽出段階での歪曲の可能性が大きいことを明らかにする。この証言の不確実性を前提に、当事者によって行われる交互訊問制の機能として特に証言の信憑性を確保するために反対訊問が重要なこと、事前の証人への面接は記憶自体を変容させる恐れがあることなどを明らかにする。次に裁判官による訊問制度には、一方で証人に対する事後情報の遮断、訊問の際の暗示や誘導の排除という合理性を有しているが、他方で裁判官は事件にかかわりが薄いことなどから、裁判官による訊問は証言を歪曲している証人に対しては有効な訊問方法になり得ないなどの問題点があることを明らかにした。第4章では証人尋問での裁判官の側の心理の分析が行われ、証人尋問の研究では情報を受け取る側の心理の考察が不可欠だとの観点から、判断者の心理のメカニズムを探る。考察は人間一般の判断作用に立ち返って基礎的な考察を行い、その結果を裁判官の判断作用に類推するものである。まず、人間一般の判断形成過程を「問題解決過程の心理」と「情報提示と説得効果」に分ける。「問題解決過程の心理」の分析のための実験結果として、人間は事象間の関連についてある特定の《仮説》をもっている場合には、観察はそれに適したデータを見つける方向に駆り立てられ、《仮説》に反するデータは捨てられか曲げて解釈される傾向があることを紹介し、そこから裁判官の経験や知識がもたらす「構え」が判断に対して影響を及ぼす可能性が指摘される。さらに、「情報提示と説得効果」については、情報を提示する順序が説得効果に影響を及ぼすことを明らかにした実験が紹介され、証拠の提示の順序の入れ替えによって同じ事件で判決が全く逆になる可能性さえ在ることが示される。さらに、訴訟手続の構造を心理学的側面から考察した実験を紹介して、証人尋問の形態につき、対立的提示型である交互尋問制と単一的提示型である裁判官尋問制のもつ意義を探る。実験によれば、このような対立的提示型の方が単一者提示型よりも予断の影響を受けにくいことを示しているという。しかし著者はさらに考察を進めて、一般にアメリカでは裁判官尋問制が心理学的考察によって否定的評価を受けられる傾向にあるが、現実にはそのデメリットを補完する別の制度、例えば当事者の補充的尋問が存在していること、さらに非集中審理形態では正確な判断の回復を図る機会が豊富に存在すること、またわが国の証拠調べに先立つ口頭弁論こそが対立的提示段階であり、裁判官の予断排除に有効な機能を果たすなどの点を指摘する。第5章では、さらに証人尋問の際の当事者の審理が考察される。正確な事実認定にはより多くの情報が裁判所に提示されることが一つの前提になるが、証拠収集の役割を担うのは当事者である。そこで、手続の差異によって当事者の立証活動がどのよ

うな影響を受けるのかを明らかにする。紹介された実験の結果によれば、当事者主義型訴訟構造の代理人は、自らの側の勝訴の為に活動するから、証拠収集が勝訴に直結するときには価値を見いだすが、自己の側に有利な証拠があるときは比較的早く証拠収集をやめる傾向があり、反対に、有利な証拠が少ないときは勝訴の見込みが出るまで証拠収集を続ける傾向が見られる。他方、糾問主義型手続構造で代理人が裁判所の補助者として証拠の収集をする場合には、当事者の勝敗にかかわらずある程度の証拠を収集し、それが現実の証拠状況を反映していると判断した時点で証拠収集をやめる傾向にある。一般論としては当事者主義が当事者の立証活動を活発化させるものでも証拠提示の効率化をもたらすものでもないとの実験結果の報告を紹介する。

以上は主として事実認定の正確性という、客観的観点からの検討であったが、第6章「事実認定過程における手続関与の審理分析」では事実認定過程における構造の違いが当事者の手続への満足感、及び結果への満足感という審理にどのような影響を与えるのかという、当事者の主観的側面にかかわる問題を検討する。当事者主義的手続と糾問主義的手続のそれぞれが、「当事者の公正判断」に及ぼす影響を調べるために行われたアメリカでの実験結果によれば、当事者主義的手続の方が当事者の公正についての満足感は高く、勝敗に影響されないこと、特に当事者の手続過程コントロールの高い当事者主義的手続の方が公正な者と見なされた、また、「決定コントロール」と「過程コントロール」とが紛争解決手続に及ぼす影響の調査から、高い「過程コントロール」の場合に高い公正判断を示す傾向があるという実験結果を紹介し、これらに基づいて民事訴訟との関係を検討して、特に証人尋問における手続関与の意義は、尋問権の所在が当事者にあるのか裁判所にあるのかが重要だとみる。また、当事者自身に対する本人尋問は当事者が直接裁判所に自らの立場を伝える機能をもっと位置づけ、著者は本人尋問に新しい意味を見いだしている。

第7章は「手続構造上の紛争解決促進要素の研究に向けての試論」であり、手続の公正さと服従性の相関関係を明らかにして、紛争解決に有益な要素を心理学の観点からも探るものである。また第8章「紛争解決とその後の義務の履行」では、アメリカの実証研究で明らかにされた、同意による解決が義務の任意履行率が高いことを手掛りに、手続の中に同意の要素をどのように入れるのかを探る。最後に、第9章「手続工学としての裁判心理学」では、手続のもつ機能を客観的、科学的に把握するとともにそれを生かした訴訟手続をデザインするための手続工学の提唱をしている。

論文審査結果の要旨

本論文の意義

本論文は、しばしばその重要性が指摘されながらほとんど試みられることがなかった民事裁判

の過程における心理学的な立場からの本格的な研究である。

裁判の過程は、当事者間、裁判所、証人などの人間的な関係を基礎にしていることから、その心理的研究は極めて重要であり、具体的な訴訟制度もこのような心理的な観点を抜きにして考察することはできない。これまで、訴訟制度については理念的な面や実務家の経験に基づき裁判心理に関する見解が公にされてきた。しかし、本格的に心理学の理論的研究に裏打ちされた民事訴訟の審理過程の研究は皆無であった。本研究は、本格的な心理学研究に裏打ちされた研究であり、従来の研究の穴を埋める重要な意義をもつ。著者のこのような研究成果は既に学界においても注目され、極めて高く評価されている。

この研究では、裁判過程の心理学的研究で多くの注目すべき成果をあげているアメリカにおける研究や実験に依拠してこれを十分に紹介・検討するとともに、それに引きずられることなく批判的な考察を加えている。さらに、そのようなアメリカでの知見に留まらずねそのわが国の民事訴訟実務における意義を検討しているが、その考察は思弁的なものに陥ることなく、わが国の裁判実務の実態を踏まえて広い観点からの極めて適切なものであり、著者のわが国の実務に対する深い理解を窺わせる。今後本論文は、単に学界のみでなく、実務界にも有益な、法政策的考察の資料を提供することになる。

既にしばしば述べたように、本研究は主として法心理学につき先進的な成果を上げているアメリカにおける研究を基礎にしている。しかし、著者自身がしばしば指摘しているように、裁判制度において、アメリカとは極めて法文化的な違いの著しいわが国について、アメリカにおける実験結果に基づいて訴訟政策を論じることには限界があることも事実であろう。理想的には、わが国の実情に合致した実験や調査による検討が望まれよう。この意味で、本研究が「序説」というタイトルを付しているのにはそれなりの理由があるともいえる。しかし、わが国で今日までこの分野の研究が皆無であったことを思えば、これは極めて過大な要求であるともいえる。むしろ、本研究はこのような状況にありながら、極めて広範囲に行き届いた目でアメリカにおける研究を吸収し、しかもわが国の裁判実務の深い理解のもとに、入念で行き届いた考察を行っており、わが国の法政策的な観点からも極めて説得的な研究になっている点は高く評価される。